平成２３年（フ）第３１３９号
横浜市鶴見区諏訪坂19―９　コーポ諏訪坂201、住民票上の住所横浜市鶴見区諏訪坂19番31号　第二池田荘202号
債務者　阿部トモ子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１４７号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東２丁目17番５号
債務者　山内　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７２号
横浜市旭区東希望が丘６番地40　サンズハイツＢ101
債務者　佐久間和彦
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１７５号
横浜市栄区公田町1551番地３　公田フーガトミー201号
債務者　西村　　強
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１９７号
横浜市戸塚区下倉田町18番地１　ブロードスクエア戸塚908号
債務者　細川　英司
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５２号
横浜市保土ケ谷区岩崎町９番３―107号
債務者　矢澤　勝三
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２７７号
横浜市港北区鳥山町417番地２　センチュリーハイム103号室
債務者　池田　弘江（旧姓越前）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３９号
静岡県焼津市上泉1811番地
債務者　福與　しん
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７４号
栃木県小山市城東４丁目９番13号　アンビション城東103号室、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁126番地２　メゾンロイヤル国谷107
債務者　水谷　　弘
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０１号
岡山市東区城東台西３丁目８番８号
債務者　河田　隆子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６５号
川崎市高津区末長1525番地１　サニーハイツ203
債務者　運天　智子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
島根県出雲市平田町2236番地９
債務者　原　　京子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月20日午後１時30分　松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３１６４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1515番地　笹山団地９棟403号
債務者　山中　　傑
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２７１号
横浜市南区浦舟町３―46　横浜市浦舟園、住民票上の住所横浜市泉区和泉町2752番地の10
債務者　長島　隆行
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０３号
栃木県宇都宮市双葉２丁目９番31号　ニュー双葉マンション２号棟101号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町144番地10　アーバンヴィラ201号
債務者　斉藤　博明
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係